

綾瀬市電気自動車購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止及び低炭素社会の実現に寄与することを目的とし、電気自動車を購入した者に対し、予算の範囲内において綾瀬市電気自動車購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、電気自動車とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車）をいう。

(補助対象自動車及び補助対象者)

第3条 補助対象自動車及び補助対象者は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象自動車1台につき3万円とする。

(申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月1日から翌年3月15日までに、綾瀬市電気自動車購入補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、4月1日又は3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にかかる場合は、それぞれその翌日とする。

- (1) 申請者と所有者又は使用者が同一である自動車検査証の写し
- (2) 補助対象自動車購入に係る契約書又は注文書の写し
- (3) 補助対象自動車購入に係る申請者名義の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (4) 補助対象自動車のカラー写真（全体、前、後。前・後は、ナンバープレートが確認できるもの）
- (5) 自動車保管場所証明又は保管場所標章番号通知書の写し（軽自動車の場合は保管場所の現況写真）
- (6) 暴力団排除に係る誓約書兼同意書（第2号様式）

(7) 役員氏名一覧表（別紙様式）（法人の場合のみ。）

(8) その他市長が必要と認める書類

（手続代行）

第6条 申請者は、補助金の交付に係る申請等の事務手続を第三者に代行させることができる。

（交付決定）

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、内容を審査し、交付の適否について、綾瀬市電気自動車購入補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付等）

第8条 前条の規定による交付決定者は、速やかに綾瀬市電気自動車購入補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、30日以内に補助金を交付する。

（交付決定の取消並びに補助金の返還）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 交付決定者が、この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（財産の処分の制限）

第10条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、4年とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（適用期間）

2 この要綱の適用期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5か年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 か年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 8 か年とする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 9 か年とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象自動車	補助対象自動車は、次に掲げるすべての要件に適合するものとする。 (1) 四輪以上の電気自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器（電気自動車を急速に充電する機器で、一般の用に供するものをいう。）の利用が可能であること。 (2) 道路運送車両法第9条に規定する登録が初めて行われる電気自動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）で、補助対象者が所有又は使用するものであること。 (3) 貸与を目的とした車両でないこと。 (4) 使用の本拠の位置が市内であること。 (5) 前年度の3月1日から当該年度の3月15日までに登録した車両であること。
補助対象者	1 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 市内に住民登録を有する個人若しくは市内に事業所又は事務所を有する法人で、市税（市税に係る延滞金を含む。）に未納がないこと。 (2) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しないこと。 2 補助金の交付は、補助対象自動車購入年度において1台を限度とする。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市電気自動車購入補助金交付申請書								
年 月 日								
綾 瀬 市 長								
住所								
申請者 氏名 (名称及び代表者) 電話								
代行業者名 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">会社名</td> <td style="width: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">連絡先</td> <td></td> </tr> </table>			会社名		担当者名		連絡先	
会社名								
担当者名								
連絡先								
_____年度電気自動車購入補助金の交付を申請します。交付決定に当たり、住民登録及び市税の納付状況を確認することについて同意します。								
電気自動車の概要	車 名 (メーカー名)							
	型 式							
	車 両 番 号 (ナンバー)							
電 気 自 動 車 の 保 管 場 所								
交 付 申 請 額	3 0 , 0 0 0 円							
自 動 車 検 査 証 登 録 年 月 日	年 月 日							
添 付 書 類	1 申請者と所有者又は使用者が同一である自動車検査証の写し 2 補助対象自動車購入に係る契約書又は注文書の写し 3 補助対象自動車購入に係る申請者名義の領収書の写し又はこれに代わるもの 4 補助対象自動車のカラー写真（全体、前、後。前・後は、ナンバープレートが確認できるもの） 5 自動車保管場所証明又は保管場所標章番号通知書の写し（軽自動車の場合は保管場所の現況写真） 6 暴力団排除に係る誓約書兼同意書（第2号様式） 7 役員氏名一覧表（別紙様式）（法人の場合のみ。） 8 その他市長が必要と認める書類							

第2号様式（第5条関係）

暴力団排除に係る誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

名 称

ふりがな

代表者氏名

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

- 1 私（個人・法人）は、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 2 私（個人・法人）は、反社会的勢力に該当するか否かの確認のため、本誓約書兼同意書に記載した情報を、神奈川県警察本部及びその他の関係機関に照会することについて同意します。
- 3 私（個人・法人）は、反社会的勢力に該当すると判明した場合は、それに関して市長が行う一切の措置について意義を申しません。

以 上

別紙様式

役員氏名一覽表

年 月 日現在

名 称

代表者氏名

[illegible]

第3号様式（第7条関係）

綾瀬市電気自動車購入補助金交付決定通知書 年 月 日 様 綾瀬市長 印 年度の補助金については、次のとおり決定したので通知します。	
補助金の交付	☐ 交付する。
	☐ 交付しない。 （理由 ）
交付申請額	円
交付決定額	円
交付条件	綾瀬市電気自動車購入補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助を受けた自動車は、4年間処分することができません。 なお、事前に市長の承認を受けた場合は処分可能ですが、特別な事情がない限り、使用月を基に算定した補助金の返納が必要になります。 また、市長の承認を得ずに処分した場合は、補助金の全額又は一部の返納が必要になります。
備考	

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市電気自動車購入補助金交付請求書	
年 月 日	
綾 瀬 市 長	
住所	
請求者 氏名 (名称及び代表者) 電話	
_____年度補助金の交付決定がありました件について、綾瀬市電気自動車購入補助金交付要綱第8条の規定により請求します。	
交付決定通知額	円
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	補助金交付決定通知書の写し

次の口座に振り込んでください。

フリガナ			名義人との関係
口座名義人			本人 ・ 他 ()
金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協		
店 名	本店 ・ 支店		
口 座 種 類	普通 ・ 当座	口座番号	